

3年

生活環境課

長野県公安委員会告示第52号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）第9条第2項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師を次のとおり指定しました。

平成24年10月11日

長野県公安委員会委員長 檜山 宏

1 指定を受けた医師の氏名、勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する病院等		診断の対象者
	名称	所在地	
西丸甫夫	医療法人四方会西丸医院	中野市小田中213番地1	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。）第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
高橋丈夫	医療法人聖山会伊那神経科病院	伊那市荒井3831番地	
村田志保	長野県厚生農業協同組合連合会安曇総合病院	北安曇郡池田町大字池田3207番地1	
北原明彦	医療法人北原メンタルクリニック	長野市稲里町中央4丁目15番7号	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（政令第8条第3号に掲げる病気に限る。）にかかっている者
丸山哲弘	まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2	法第5条第1項第3号の介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
埴原秋児	国立大学法人信州大学医学部附属病院	松本市旭3丁目1番1号	

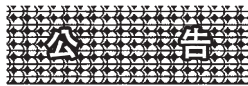
2 指定年月日

平成24年10月9日

3 指定期間

3年

生活環境課



公告

地方卸売市場等に関する条例（昭和46年長野県条例第55号）第13条の規定により、地方卸売市場における卸売の業務の廃止について次のとおり届出がありました。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

卸売業者の名称	所在地	廃止年月日
株式会社丸花飯田花き園芸市場	飯田市松尾上溝3147番地2	平成24年6月18日

農業政策課農産物マーケティング室

公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり開催する旨通知がありました。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

- 講習会を開催する指定講習機関
長野県家畜商商業協同組合
- 開催日時
平成24年11月15日（木）から11月16日（金）
午前9時から午後5時まで
- 開催場所
長野市大字中御所字岡田30-9
長野県獣医師会館3階会議室
- 講習科目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令について	4時間
(2) 家畜の品種及び特徴について	4時間
(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について	6時間
- 受講申込手続
 - 提出書類
受講申込書（写真欄に写真を貼ってください。）（別記様式）
 - 家畜商講習手数料
家畜商講習手数料（テキスト代及び受講料）8,000円は、講習会初日に会場受付で納付してください。

(3) 受付期間

平成24年10月11日(木)から11月9日(金)まで。

(郵送による場合は、平成24年11月9日(金)までの消印のあるものに限りま。

(4) 受付場所

長野市大字南長野字幅下692-2 (郵便番号 380-8570)

長野県庁東庁舎二階

長野県家畜商業協同組合事務局

(5) 申込方法

受講申込書の所定欄に記入の上、受付期間内に持参されるか、郵送を希望される場合には80円切手を貼った受講票送付先明記の封筒(定型)を同封して郵送してください。

6 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し、修了証明書を交付します。

7 その他

この講習会についての問い合わせは、長野県家畜商業協同組合事務局(電話 026-232-5339、FAX 026-232-5340)までお願いします。

(別記様式)

家畜商講習会受講申込書

平成 年 月 日

長野県知事指定講習機関

長野県家畜商業協同組合

理事長 武重茂雄 殿

住所

氏名

印

家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第2項第1号の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(写真欄)

- ・申し込み前6月以内に撮影したもの
- ・帽子をとって正面から写したもので本人と確認できるもの
- ・縦6センチメートル横5センチメートル程度のもの

園芸畜産課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

安曇野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

安曇野都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県安曇野建設事務所、安曇野市役所

4 縦覧期間

自 平成24年10月11日

至 平成24年10月25日

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

豊科都市計画区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

豊科都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県安曇野建設事務所、安曇野市役所

4 縦覧期間

自 平成24年10月11日

至 平成24年10月25日

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

安曇野都市計画道路 3・5・1号 駅通り線

3・6・2号 本町通線

3・5・3号 東町通線

3・6・4号 呉羽通線

3・4・5号 神明通線

3・3・9号 高家線

- 3・4・10号 公園線
- 3・4・11号 駅前線
- 3・4・12号 柏矢町駅前線
- 3・5・13号 常盤町線
- 3・5・14号 三枚橋線
- 3・5・15号 国道線
- 3・5・16号 町西線
- 3・6・17号 常念線
- 3・4・19号 公園線
- 3・4・20号 公園線
- 3・4・21号 公園線
- 3・4・22号 公園線

2 都市計画を定める土地の区域

- 3・5・1号 駅通り線
安曇野市豊科南穂高、豊科田沢、豊科の各一部
- 3・6・2号 本町通線
安曇野市豊科南穂高、豊科の各一部
- 3・5・3号 東町通線
安曇野市豊科南穂高、豊科の各一部
- 3・6・4号 呉羽通線
安曇野市豊科の一部
- 3・4・5号 神明通線
安曇野市豊科南穂高、豊科の各一部
- 3・3・9号 高家線
安曇野市豊科の一部
- 3・4・10号 公園線
安曇野市豊科南穂高、豊科の各一部
- 3・4・11号 駅前線
安曇野市穂高の一部
- 3・4・12号 柏矢町駅前線
安曇野市穂高、穂高柏原の各一部
- 3・5・13号 常磐町線
安曇野市穂高の一部
- 3・5・14号 三枚橋線
安曇野市穂高の一部
- 3・5・15号 国道線
安曇野市穂高の一部
- 3・5・16号 町西線
安曇野市穂高の一部
- 3・6・17号 常念線
安曇野市穂高柏原の一部
- 3・4・19号 公園線
安曇野市穂高、穂高柏原の各一部
- 3・4・20号 公園線
安曇野市穂高柏原の一部
- 3・4・21号 公園線
安曇野市堀金烏川の一部
- 3・4・22号 公園線
安曇野市堀金烏川の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県安曇野建設事務所、安曇野市役所

4 縦覧期間

自 平成24年10月11日
至 平成24年10月25日

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年10月11日

長野県諏訪建設事務所長 河西明彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度諏訪湖流域下水道 V V V F 装置修繕工事 (第1放流ポンプ棟)

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成25年3月8日まで

(4) 履行場所

諏訪市大字豊田字湖畔1866-1
諏訪湖流域下水道豊田終末処理場

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。

(3) 電気工事についての長野県建設工事入札参加資格を有する者であって、建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) 建設業法施行規則(平成24年建設省令第14号)第18条の2に規定する経営事項審査を受け、その結果通知を受けている者であること。

(5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 過去にV V V F装置修繕を元請として受注した実績を有すること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課 工事事務係

電話 0266 (57) 2934

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年10月25日(木) 午前10時30分
イ 場所 諏訪合同庁舎 502号会議室
 - (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成24年10月18日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年10月11日

長野県諏訪建設事務所長 河西明彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成24年度諏訪湖流域下水道 廃棄物関係調査業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成25年3月15日まで
- (4) 履行場所
諏訪市大字豊田字湖畔1866-1
諏訪湖流域下水道豊田終末処理場
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定により長野県知事から水質及び土壌中の物質の濃度に係る計量証明の事業の登録を受けた者であること。
- (6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課

電話 0266 (57) 2934

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年10月25日(木) 午前11時30分
イ 場所 諏訪合同庁舎 502号会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成24年10月18日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年10月11日

長野県諏訪建設事務所長 河西明彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

水質調査・臭気調査

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成25年3月25日まで

(4) 履行場所

茅野市坂室 諏訪湖

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する

暴力団関係者でないこと。

(5) 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により長野県知事から水中の物質の濃度に係る計量証明の事業の登録を受けた者であること。

(6) 過去5年以内に同種の調査業務の履行実績を有する者であること。

(7) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川一丁目1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課

電話 0266 (57) 2934

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年10月25日（木） 午前11時

イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 502号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年10月18日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年10月11日

長野県企業局松塩水道用水管理事務所長

中村好昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度浄水施設沈殿池等清掃及び点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成24年12月14日まで

(4) 履行場所

塩尻市大字宗賀字本山5225-1

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）による潜水士免許を有する者を当該業務に従事させることができる者であること。

(6) 不排水工法での上水道施設清掃作業を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字宗賀字本山5225-1

長野県企業局松塩水道用水管理事務所

電話 0263 (52) 3330

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年10月25日(木) 午前10時

イ 場所 長野県企業局松塩水道用水管理事務所 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年10月18日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

企業局